８技企第 28194 号
令和８年４月 28 日

土　木　部　長

香川県工事請負契約約款第２５条第５項（単品スライド条項）に関する
当面の運用について

香川県工事請負契約約款第２５条第５項の運用については、令和４年８月８日付け４技企第２３１０６５号にて通知し、運用しているところですが、令和８年３月 31 日付け総行行第１６１号「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）」の内容を踏まえ、本県においても、最新の取引価格を請負代金に適正に反映するため、下記のとおり運用することとしたのでお知らせします。

記

１　運用方法

①残工期について

「香川県工事請負契約約款第２５条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」（以下「マニュアル」という。）第１章 総論　１－１　対象工事については、今後、想定外の建設資材の高騰や納期遅延により円滑な施工確保に支障をきたすおそれがあるため、残工期の規定の運用は行わないこととする。

②積算方法について

「マニュアル　１－４－１　スライド額算定方法の考え方」のそれぞれの品目毎の変動後の金額について、アスファルト合材のうち土木工事積算単価表に記載の資材（別紙１）においては技術企画課が毎月、各工場から徴収した見積単価（以下「見積徴収表（技術企画課）」という。）を基に決定した単価をスライド額算定に用いるものとする。（別紙２）

なお、見積徴収表（技術企画課）については、実施設計書の単価としても適用するものとする。

２　適用

本通知は、令和８年５月１日以降に実施及び変更設計書を積算する工事から適用する。

３　問合わせ先

技術企画課　積算・市町支援Ｇｒ（内線４１３６）